

「しんらい」をお届けします!!

総合自動車共済



安心の示談交渉サービス!

① 相手方との示談交渉はもとより各種書類の作成など事故解決まで誠意をもって対応!

② 1事故1担当者によるキメ細かい交渉と親密なご契約者との連絡!

対人事故とそれ以外の事故で担当者が別人ということはありませんので、話が二度手間になることはありません。

③ 顧問弁護士による訴訟対応への協力体制!

④ 充実のロードアシスタンス!

■ 24時間365日サポート体制!

■ 全国約13,000か所のロードアシスタンスネットワーク!

お客さま
満足度
95.0%

ロードサービスをご利用されたお客さまへのアンケート結果
平成29年度実績



北自共に変更されても今までの等級・無事故歴をそのまま利用できます。
等級・無事故歴を継承します。
損保や他共済からも



全国にある5つの組合が皆さまをサポートします。
どこで事故が発生しても安心です。
キメ細かなサービス提供を実施しています。

全国自動車共済協同組合連合会
北海道自動車共済協同組合
東北自動車共済協同組合
関東自動車共済協同組合
中部自動車共済協同組合
西日本自動車共済協同組合

相手方への 賠償

人にケガをさせたり、
他人の車や物を壊してしまったとき

- ◆対人賠償共済 ◆対物賠償共済
- ◆臨時費用特約 ◆対物超過修理費用特約



対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者1名ごとに、ご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠責共済等で支払われる部分を除きます。)

●対人賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故相手	被害内容
5億2,853万円	横浜地裁	眼科開業医(男41歳)	死亡
3億9,725万円	横浜地裁	大学生(男21歳)	後遺障害

対物賠償共済

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。

●対物賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故状況	被害物
2億6,135万円	神戸地裁	追突横転炎上	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,580万円	東京地裁	追突事故	店舗(パチンコ店)



臨時費用特約 対人賠償共済にセット

被共済者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡したり、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合に、お見舞い費用等として共済金をお支払いします。

被害者の状態		共済金のお支払限度額	お支払いする共済金	
			定額払共済金	実損払共済金
死亡の場合		50万円	15万円	被共済者が実際に支払った見舞金等の費用
後遺障害の場合※		50万円	15万円	
傷害に対して医師の治療を要した場合	治療日数 181日以上	30万円	3万円	
	91日以上	20万円		
	31日以上	10万円		
	15日以上	5万円		
4日以上		1万円	1万円	

※臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款の後遺障害等級表の表1の第1級、第2級または表2の第1級から第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

- お支払い対象者…… 損害賠償責任を負われる方(ご契約のお車を運転時の事故の場合、通常運転者にお支払いします。)
- 運転者年齢条件特約、および運転者本人・配偶者限定特約が付帯されている場合で、条件外の方が起こした対人賠償事故の場合は、対人賠償共済からは共済金はお支払いできませんが、この特約の臨時費用共済金はお支払いします。



対物超過修理費用特約

対物賠償共済にセット

対物賠償共済金が支払われる事故で相手のお車の修理費用が時価額を超える場合に、その超過する費用について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。

〔例〕追突事故でご契約者の過失割合が100%であり、相手自動車の時価額40万円、修理費が60万円の場合(ご契約内容:対物賠償共済 無制限・免責金額0万円)

相手方自動車修理費総額 60万円

時価額超過分 20万円

この特約でお支払いする部分
(60万円 - 40万円)

時価額 40万円

対物賠償共済でお支払いする部分

対人賠償共済・対物賠償共済とも

示談交渉サービス付

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は当組合が責任を持って行います。

〔注〕お客様に法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができない場合があります。



ご自身・ご家族・乗車中の方への補償

自動車事故でケガをしてしまったとき

- ◆ 人身傷害共済
- ◆ 搭乗者傷害共済
- ◆ 自損事故傷害特約
- ◆ 無共済車傷害特約

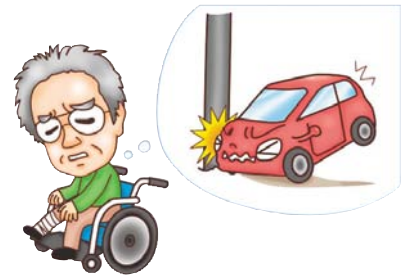
人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などに死傷されたり、後遺障害を被られた場合、約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ（下表）によって異なります。

① 記名被共済者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。

○:補償します ×:補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	借りたお車に搭乗中の事故でケガをした	歩行中・自転車乗車中に自動車にはねられた	下宿しているお子様が無保険車にはねられた
基本補償 (ご契約車搭乗中のみ補償)	○	× ※1	×	×
車外事故特約	○	○	○	○

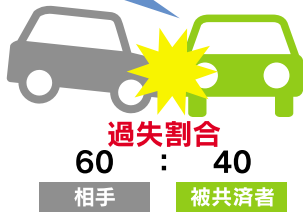


※1 他車運転特約により補償の対象となる場合があります(自家用8車種)

- 人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起こされた場合、お客様に生じた総損害額に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。
【ご注意】人身傷害共済から損害が補償される場合には、自損事故傷害特約から共済金をお支払いできません。
- 記名被共済者が「個人」の場合で、同居の親族を含め複数台のお車がある場合で、1台目のお車が当組合または他社で人身傷害共済(保険)に車外事故特約(補償)をご契約中の場合には、2台目以降のお車におついでに人身傷害共済の「車外事故特約」の重複にご注意ください。

② 被共済者ご自身の過失分も補償します。

総損害額 5,000万円



人身傷害共済に加入していない場合



人身傷害共済に加入している場合

(ご契約金額がお支払いの限度額となります)



③ 事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過・結果に関係なく、被共済者の総損害額※に対して共済金をお支払いします。



① 共済金の請求

② 共済金支払

5,000万円



※総損害額の決定は約款の「人身傷害条項損害額基準」に基づき当組合が行います。



③ 請求
3,000万円



④ 次の方々が補償の対象(被共済者)となります。

- 記名被共済者
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ①~④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

※記名被共済者とはご契約のお車を主に使用される方で共済証書の被共済者欄にお名前が記載された被共済者をいいます。

● 総損害額の例 (年齢別の平均的な総損害額)

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
55歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が自動車事故により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合に共済金をお支払いします。



医療共済金 (部位・症状別払) ●入通院が5日未満 一律1万円を お支払いします。 ●入通院が5日以上 傷害の部位、症状に 応じて、共済金を お支払いします。 ※約款の 「医療共済金支払額基準」 に従う	死亡	死亡共済金	お亡くなりになった場合にお支払いします。 ご契約金額をお支払いします。	
	後遺障害	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じて 共済金をお支払いします。 ※約款の「後遺障害等級表」に従う	
		重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、 かつ介護が必要と 認められた場合に お支払いします。 ※約款の「後遺障害等級表」 に従う	ご契約金額の10%をお支払い します。(100万円限度)
		重度後遺障害 介護費用共済金	後遺障害共済金額の50%を お支払いします。(500万円限度)	



搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金（部位・症状別払）の額を2倍にしてお支払いします。



自損事故傷害特約 対人賠償共済にセット

ご契約のお車の自損事故などにより、所有者・運転者・搭乗中の方が死傷され、自賠償共済等から補償が受けられない場合で、かつ人身傷害共済から共済金が支払われない場合に共済金をお支払いします。

死亡共済金 後遺障害共済金

死亡された場合は1,500万円を、後遺障害が生じた場合はその障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。

介護費用共済金

重度の後遺障害が生じた場合で、かつ、介護が必要と認められた場合は200万円をお支払いします。※普通共済約款に規定する一定の重度後遺障害をいいます。

医療共済金

治療が必要と認められない程度に治った日までの入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円を、100万円を限度にお支払いします。

① 人身傷害共済をご契約の場合、ご契約のお車の人身傷害共済から総損害額に対し共済金をお支払いします。
(自損事故傷害特約から重ねて共済金をお支払いできません。)

落下中や
飛来中の他物との
衝突の場合も
補償します。



無共済車傷害特約 対人賠償共済にセット

無共済（無保険）の自動車との事故でご契約のお車の運転者や搭乗中の方が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに共済金をお支払いします。

① 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。傷害のみの場合にはお支払いしません。
② 記名被共済者が「個人」の場合、歩行中などでの無共済（無保険）自動車事故でも共済金をお支払いします。
※ただし、相手の方が負担すべき損害賠償額について既に人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。



お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済で共済金お支払いの対象となる事故の範囲は次の2タイプからお選びいただけます。

幅広く補償を受けたい

一般車両共済

偶然な事故全般について共済金をお支払いします。

掛金を安くしたい

車対車+危険限定

相手自動車との衝突や接触事故、走行に起因しない事故により被害を被った場合のみ共済金をお支払いします。ただし、自動車との衝突・接触事故の場合は、相手自動車とその運転者(または所有者)が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。

共済金をお支払いする損害	車同士の事故(衝突・接触)	積載物との事故(衝突・接触)	自転車との事故(衝突・接触)	飛来中・落下中の他物との衝突	火災・爆発	盗難
一般車両	○	○	○	○	○	○(二輪・原付除く)
車対車+危険限定	○(条件付)	○(条件付)	×	○	○	○(二輪・原付除く)
共済金をお支払いする損害	窓ガラス破損・いたずら・落書き	台風・たつ巻洪水・高潮	墜落・転覆	あて逃げ(相手車不明)	車庫入れ失敗	電柱・ガードレール等との衝突・接触
一般車両	○	○	○	○	○	○
車対車+危険限定	○	○	×	×	×	×

○: 補償します ×: 補償しません 条件付: 相手自動車の登録番号、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。



車両全損時諸費用特約

自家用8車種の車両共済にセット

※1

※1 全損時諸費用対象外特約をセットいただくこともできます。

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車が全損※2となる場合に、全損時諸費用共済金として、ご契約の車両共済金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。ただし、車両新価特約をセットされたご契約で、同特約から再取得時諸費用共済金が支払われる場合は共済金はお支払いできません。

※2

※2 全損: お車を修理できない場合、または修理費が共済金額以上となる場合をいいます。



車両全損時諸費用倍額払特約

車両全損時諸費用特約にセット

車両全損時諸費用の共済金を倍額にしてお支払いします。



車両新価特約

自家用8車種の車両共済にセット

※

※ 共済期間の末日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(検査)年月から61ヶ月以内となる場合に限りです。

【共済金をお支払いする主な場合】

ご契約のお車が事故で全損または新車共済金額50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。



車両超過修理費用特約

自家用8車種の車両共済にセット

※

※ 共済期間の末日がご契約のお車の初度登録(検査)年月から37ヶ月を超えている場合に限りです。

【共済金をお支払いする主な場合】

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6ヶ月以内にご契約のお車を修理した場合に限りです)

車両無過失事故に関する特則 (車両共済に自動付帯)

自動車との衝突、接触事故により車両共済金をお支払いした場合、次のいずれかの適用条件を満たすときは、事故件数による自己負担額や自動車共済継続後のご契約のお車の等級および事故有係数適用期間の決定において、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。ただし、適用条件1および2については、「相手自動車」および「相手自動車の運転者または所有者」が確認された事故に限りです。

- 【適用条件】
1. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または、「駐停車中のご契約のお車への衝突・接触」による事故において、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合
 2. 事故発生に関して、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
 3. ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合



その他の 特約と サービス

[専用デスク]24時間365日 OK **0120-80-6324**

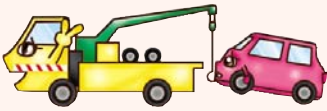
ロードアシスタンス特約

全車種に自動付帯 (一部を除く)

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となった場合に、当組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。

レッカーけん引

ご契約のお車が事故や故障等のトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、お客様の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。



レッカーけん引費用、応急処置費用合計で15万円限度※
※約180kmまで可能

応急処置

(30分程度で対応可能な応急処置 主な例)

走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。
バッテリー上がり※／キー閉じ込み・紛失時開錠(セキュリティ装置付車両など、対象外となる場合があります)／スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置を含む)／脱輪・落輪の路面への引上げ／冬道スタック引き出し／冷却水補充／など

※バッテリー上がりは1共済期間中3回までとなります

燃料切れ時給油サービス

ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、最大10ℓまで無料で、共済期間中に1回に限り提供します。電気自動車の場合は充電、または燃料補給ができるところまでレッカーけん引を行います(30km限度)。その場合、充電代等はお客様のご負担となります。

注 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となりますのでご注意ください。

- 注**
- ①ロードアシスタンス特約をご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有係数適用期間に影響しません。
 - ②気象状況や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。ご了承ください。
 - ③一部離島やロードサービス業者の立ち入り困難な場所は、対応できない場合があります。

④ロードアシスタンスの対象とならない主な場合

- ×お客様の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- ×違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- ×地震・噴火・津波などの自然災害などに起因する場合
- ×自宅駐車場または、同等と判断できる保管場所での燃料切れの場合
- ×タイヤのスリップなど単なる走行困難な場合(雪道・泥道・砂浜など)
- ×修理工場から他の場所へのレッカーけん引

など

ロードアシスタンス特約のご利用にあたって



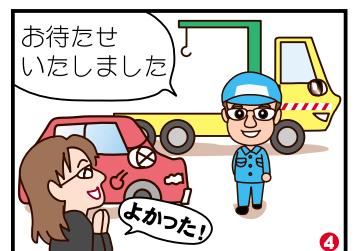
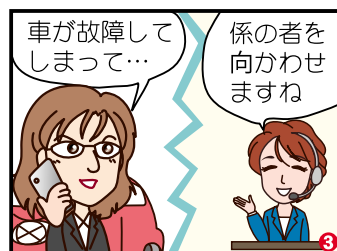
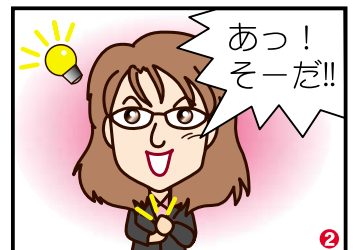
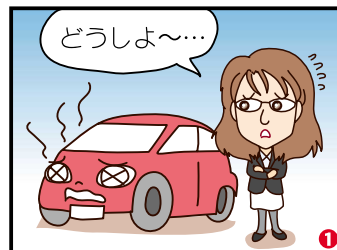
- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
- ロードアシスタンス特約の内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その超過分・対象外の作業についてはご利用者様のご負担となります。
- 借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約のお車以外の自動車での事故、故障はロードアシスタンス特約をご利用いただけません。
- ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- ご利用者様が**JAF会員の場合、優遇サービス**があります。下記をご覧ください。

JAF会員優遇サービス

運転者または同乗の方がJAF会員である場合に限り。また、ご利用の際にJAF会員証のご提示が必要です

1. 応急処置時の部品代・消耗品を補償
応急処置の際にかかった部品代・消耗品を、1共済期間中1回に限り、7,000円を限度に補償します。
2. 燃料切れ時の給油サービスを年2回に拡大
燃料切れ時の給油サービスは1共済期間中2回まで対象となります。

- 注**
1. JAF会員優遇サービスを受ける場合には、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただく必要があります。
 2. ご利用者様がJAF会員の場合は、原則としてJAFが出勤して対応を行います。





ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合に発生した所定の宿泊費用、または移動費用を共済金としてお支払いします。 ※「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合に限りです。

宿泊費用

事故・故障現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する場合には、ご利用者様が負担された1泊分の費用(飲食費用除く)をお支払いします。



1事故1名につき
宿泊費用(1泊)1万円限度

移動費用

事故・故障現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地への移動をするために、ご利用者様が負担された交通費をお支払いします。
※レンタカー・タクシーご利用の場合は1事故1台につき2万円限度となります。



1事故1名につき
移動費用2万円限度

引取費用

ご契約のお車がレッカーけん引され、修理工場等にて修理が完了した後、合理的な経路および方法でご契約のお車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。

往路1名分
交通費
15万円限度



ロードアシスタンス超過費用特約

ロードアシスタンス特約のサービス内容を拡大します。

レッカーけん引費用及び応急処置費用の合計限度額 100万円限度

燃料切れ時給油サービス 最大20ℓ

この特約のご利用方法や規定などはロードアシスタンス特約に準じます

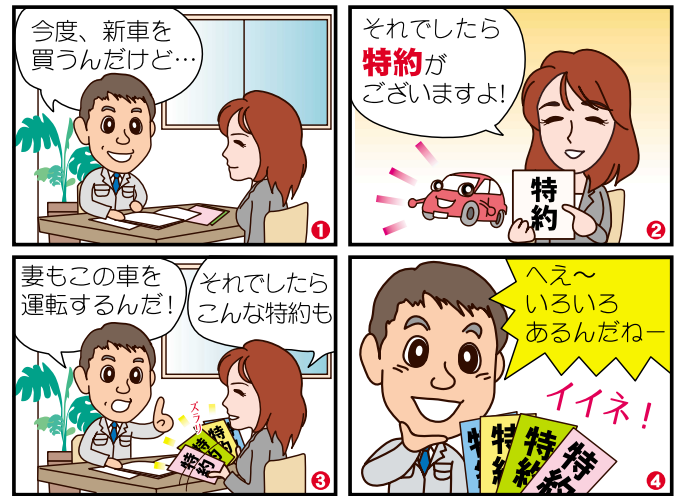


事故・故障時代車費用特約

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合※1、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合※1に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間※2のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

- ※1.ロードアシスタンス特約の「レッカーけん引費用」がお支払い対象となる場合、または車両共済のお支払い対象となる場合に限りです。
- ※2.お支払い対象期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日以内」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」となります。



ロードアシスタンス代車費用特約

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合※1に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間※2のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

- ※1.ロードアシスタンス特約の「レッカーけん引費用」がお支払い対象となる場合に限りです。
- ※2.お支払い対象期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日以内」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」となります。



「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」の違い

特約	補償範囲	レッカーけん引する場合		レッカーけん引しない場合	
		事故	故障	事故	故障
事故・故障時代車費用特約		○	○	○	×
ロードアシスタンス代車費用特約		○	○	×	×

特約がセットできる条件

車両共済 付帯あり

—

※「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」をあわせて契約することはできません。

※「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合、運転者年齢条件特約、または運転者本人・配偶者限定特約は適用しません。

ロードアシスタンス
専用デスクフリーダイヤル



0120-80-6324

自動車 他車運転特約

自家用8車種 個人

記名被共済者とそのご家族および使用人が他の自動車※1を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対して、ご契約のお車の自動車共済からご契約のお車を運転中の事故と同様のご契約条件で共済金をお支払いします。

④ 記名被共済者が個人の場合に限ります。
※1 ご家族の所有の自動車等を除きます。

対象となる共済

- 賠償損害(対人賠償共済・対物賠償共済※1)
- 対人賠償事故時の見舞金等(臨時費用特約)
- 傷害(人身傷害共済・自損事故傷害特約)

※1. 借りたお車を壊してしまい、持ち主に対する賠償責任を負う場合にも対物賠償共済から共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済の条件で共済金をお支払いできる事故に限ります。また、ご契約の対物賠償共済金額が限度となります。

自動車 臨時代替自動車特約

法人

ご契約のお車を車検・修理・点検整備等のため修理工場に入庫の間、代替自動車を運転中に生じた傷害・損害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。

対象となる共済

- 対人賠償共済
- 対物賠償共済
- 車両共済
- 人身傷害共済
- 搭乗者傷害共済
- 自損事故傷害特約
- 無共済車傷害特約
- 臨時費用特約

④ 臨時代替自動車の損害はご契約のお車に車両共済がセットされている場合のみ、補償されます。ただし、ご契約のお車の補償範囲に限ります。

自動車 被共済自動車の入替自動補償特約

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約車とみなします。

オート ショップ 事業用動産特約

【共済金をお支払いする主な場合】

ご契約のお車の車内・荷室内に積載された商品や機材などの事業用動産が、衝突、接触、火災、物の落下、物の飛来、台風、こう水、高潮などの偶然な事故で損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

オート ショップ 原付バイク特約

自家用8車種 個人

記名被共済者とその家族が125cc以下の原動機付自転車(借用の原動機付自転車を含む)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。



原付バイク特約	人身傷害なし	●対人賠償共済 ●対物賠償共済 ●自損事故傷害特約

オート ショップ 財物損害特約

【共済金をお支払いする主な場合】

ご契約のお車の車内・トランク等に積載された個人の所有物の日常動産が、衝突、接触、盗難(キャリアに固定された日常動産の盗難を除きます)、火災、台風、こう水、高潮などの偶然な事故で損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

オート ショップ 運転者本人・配偶者限定特約

●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とその配偶者に限定することができます。記名被共済者またはその配偶者がお車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

7%割引

※記名被共済者とはご契約のお車を主に使用される方で共済証書の被共済者欄にお名前が記載された被共済者をいいます。

自動車 被害者救済費用特約

対人賠償共済または対物賠償共済にセット

ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者に生じた損害について、被共済者が負担した費用をご契約の対人賠償共済・対物賠償共済の範囲内でお支払いします。

オート ショップ 弁護士費用特約

被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けて、損害賠償請求のために相手側との交渉を弁護士に依頼する場合や、裁判になったときに負担した弁護士費用の実費をお支払いします。弁護士への法律相談費用もお支払いします。

弁護士等費用共済金

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

オート ショップ 運転者年齢条件特約

●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車
●自家用軽四輪乗用車 ●二輪自動車 ●原動機付自転車

●年齢
ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。

全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	35歳以上補償
-------	---------	---------	---------	---------



④ 注 ご契約のお車が原動機付自転車の場合、全年齢補償、21歳以上補償のいずれかとなります。

記名被共済者が個人の場合

- 記名被共済者の年齢区分
年齢条件を以下のいずれかに設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合では、共済掛金が異なります。

- ・21歳以上補償
- ・26歳以上補償
- ・30歳以上補償
- ・35歳以上補償

- 年齢条件の適用範囲

次の①～④までに該当する方々の中で、設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故に限り共済金をお支払いします※1。

- ① 記名被共済者ご本人
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①～③までの方の業務(家事を除く)に従事する使用人

※1. 運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は①～②に該当する方々にあわせて設定してください。



法律相談費用共済金

弁護士・司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、当組合の同意を得て支出される法律相談費用について、対象事故1回につき被共済者1名あたり10万円を限度にお支払いします。

各種割引制度のご説明

お客様の自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

自動車に関する割引制度

新車割引

●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車

初度登録（検査）年月から共済契約始期年月までの経過月数が49ヶ月以内のお車に適用します。



【自家用普通乗用車および自家用小型乗用車】

経過月数	等級	割引率（%）				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車 両
25ヶ月以内	6 (S) ※	37	34	40	40	39
	7 (S)	15	14	25	25	17
	上記以外	6	5	18	18	10
26～49ヶ月	問わない					

【自家用軽四輪乗用車】

経過月数	等級	割引率（%）				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車 両
25ヶ月以内	6 (S) ※	25	28	45	45	28
	7 (S)	10	12	25	25	9
	上記以外	1	3	18	18	1
26～49ヶ月	問わない					

※事故有係数適用期間が0年以外の場合は、「上記以外」の割引率を適用します。

福祉車両割引 3%割引

ご契約のお車が消費税の優遇される対象自動車（「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」）である場合に適用します。（エコカー割引と福祉車両割引の両方の適用条件を満たす場合は、福祉車両割引を適用します。）



エコカー割引 3%割引

●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車

ご契約のお車が電気自動車 ※1、ハイブリッド車 ※2 または圧縮天然ガス自動車 ※3 のいずれかの場合で、初度登録（検査）年月から共済契約始期年月までの経過月数が13ヶ月以内のお車に適用します。

- ※1：電気自動車とは、自動車検査証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車
- ※2：ハイブリッド車とは、自動車検査証の「備考」欄に「***式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載のある自動車
- ※3：圧縮天然ガス自動車とは、自動車検査証の「燃料の種類」欄に「CNG」と記載のある自動車



ASV(先進安全自動車)割引 9%割引

(1) 割引対象となる用途・車種

自家用普通乗用車

自家用小型乗用車

自家用軽四輪乗用車

※ ノンフリート・フリートを問わず割引が適用されます。 ※ 型式不明車については、割引を適用しません。

(2) 割引対象となる補償

対人賠償共済（自損事故傷害特約を含む）、対物賠償共済、人身傷害共済（基本補償のみ）、車両共済、搭乗者傷害共済

(3) 適用条件

	自家用普通乗用車	自家用小型乗用車	自家用軽四輪乗用車
条件 ①	ご契約のお車にAEB（衝突被害軽減ブレーキ）が装着されていること。		
条件 ②	始期日をご契約のお車の型式発売年度に3を足した年の12月末までであること。		

(4) その他

ご契約のお車が（1）の対象自動車である場合、かつ、（3）の条件②に該当する場合、「AEB装置の有無」ならびに「車台番号」が告知事項および通知事項となります。

福祉施設割引 10%割引

記名被共済者が社会福祉法に基づく社会福祉法人等 ※ で、それらが使用する自動車である場合に適用します。（本割引制度の対象となる社会福祉法人等が、公有・準公有割引の適用対象となる場合は重複して適用することはできません。）
※社会福祉法人以外の者で、社会福祉法に基づき都道府県知事の許可または届出により社会福祉事業を営む者を含みます。

共済契約に関する割引制度

ご契約のお取扱方法には、ノンフリート契約およびフリート契約があります。
ノンフリート契約およびフリート契約の別に共済契約に適用される割引・割増が異なります。

お取扱	対象となるお客様	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増 ※1	
			基 本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が 9台以下のお客様	—	<ul style="list-style-type: none"> ●ノンフリート等級別割引・割増 ※2 (1等級～20等級) ●複数所有新規割引 (対象：自家用8車種のご契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ノンフリート多数割引 (5%) (5台～9台をご契約の場合) ●3台割引 (5%) (3台～4台をご契約の場合)
フリート契約	ご契約台数が 10台以上のお客様	A方式 (包括方式)	●フリート割引・割増 ※3	●フリート多数割引 (10%) (10台以上をご契約の場合)
		B方式 (個別方式)	<ul style="list-style-type: none"> ●ノンフリート等級別割引・割増 ※2 ●フリート新規契約等級 ※4 	

※1：割引・割増は、臨時費用特約、弁護士費用特約・ロードアシスタンス関連特約および原付バイク特約の共済掛金には適用されません。

※2：共済金の支払対象事故が起こった場合は、継続されるご契約の等級が事故1件につき1等級または3等級下がります。

※3：「フリート割引・割増 (率)」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に対しても適用されます。なお、臨時費用特約および弁護士費用特約・ロードアシスタンス関連特約の共済掛金と支払共済金は、前記損害率の算定には算入しません。

※4：「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の共済成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されている等級の合計から所定の方法で計算した後の等級をいいます。

新たにご契約される場合

等級	割引・割増率
6(S)	4%割増
7(S)	34%割引



前契約がない場合の新契約は、6(S) 等級となります。

自家用8車種 ※ の自動車を11等級以上でご契約されている方 (記名被共済者・車両所有者がいずれも個人) が、2台目以降の自動車 (自家用8車種 ※) を新たにご契約される場合で以下の条件を満たすときは、7(S) 等級となります。

※ 自家用8車種とは、自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車、自家用 (小型・軽四輪) 貨物車、自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下・最大積載量0.5t以下)、キャンピング車を指します。

【複数所有新規契約 7(S)等級適用条件】

新たにご契約される2台目以降の記名被共済者・車両所有者がいずれも個人で、かつ下表に該当することが条件となります。

記名被共済者	車両所有者
<ul style="list-style-type: none"> ●他の共済契約の記名被共済者 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者 ●他の共済契約の記名被共済者の同居の親族 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ●他の共済契約の車両所有者 ●他の共済契約の記名被共済者 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者 ●他の共済契約の記名被共済者の同居の親族 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族



無事故実績も引き継ぎます！

他の保険会社 (JA共済・全労済等を含みます。) での無事故による割引が無駄になりません。

■適用する割引率について

前契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割引率を適用します。

事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割引率、1年～6年の場合は「事故有」の割引率を適用します。

等級	割増率 (%)			割引率 (%)																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

■事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後
「無事故」の割引率を適用 (事故有係数適用期間)	20等級 (0年)	3等級ダウン事故			20等級 (0年)
「事故有」の割引率を適用 (事故有係数適用期間)		17等級 (3年)	18等級 (2年)	19等級 (1年)	

ロードサービス

24時間365日安心のバックアップ

緊急電話サポート 0120-80-6324

無料



①緊急通報サービス

車両のトラブル発生時、24時間/年中無休体制で緊急通報の受付・対応を行います。

②応急処置のアドバイス

安全性を確保する応急処置のアドバイスを行います。

③緊急連絡案内サービス

お客様のご要望によって、ご家族・会社などへの緊急連絡・状況説明のほか、最寄りの24時間営業のガソリンスタンド、宿泊施設、レンタカー会社、公共交通機関などの案内を行います。

対象契約者

全契約者

ロードアシスタンス特約



①レッカーけん引サービス

事故・故障で自力走行不能な車両を、レッカーによりけん引を行います。
(約180kmまで可能。ただし、応急処置サービスを含め、15万円を限度とします)

②応急処置サービス

バッテリー上がり(注)、キー開錠、スペアタイヤ交換、スタック引き出しサービスなど、30分程度の応急処置を行います。
(注)バッテリー上がりは、1共済期間中3回まで。

③燃料切れ時給油サービス

ガス欠時の燃料、1共済期間中1回に限り10Lまで無料。

JAF会員特典もございます。

※ただし、ロードアシスタンス専用デスクに事前に連絡した場合に適用となります。

★詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

対象契約者

ご契約に自動付帯となります。(一部を除く)

★必ずご確認ください

●契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約の際、記名被共済者の氏名、お車の用途・車種・型式・初度登録(検査)年月・排気量・前契約の事故の有無・事故件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり共済金をお支払いできないことがあります。

●契約締結後においてご注意いただきたいこと

- ①次のような場合、変更が生じた場合は遅延なくご連絡ください。
遅延なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加共済掛金など)いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- ・ご契約のお車の用途車種または登録番号を変更する場合以下の項目についても遅延なくご連絡願います。
 - ・ご契約者の住所の変更
 - ・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装置などによりお車の価格が著しく増加する場合
- ②次のような場合、ただちに取扱代理所または当組合にご通知ください。
なお、ご契約の変更手続き前や追加共済掛金をいただく前に発生した事故については、共済金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。
- ・記名被共済者の氏名が変更となる場合
 - ・共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合
 - ・運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
 - ・運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合
 - ・買い替えなどにより、ご契約のお車が変更となる場合
 - ・ご契約のお車を譲渡する場合……など

●ご契約を中断された場合

ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断された場合、中断後の新たにご契約に、中断前のご契約の等級を適用できる場合があります。なお、ご契約の中断日から13か月以内にお手続きを取らないとこの制度をご利用になれません。

●解約と解約返戻金など

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または当組合にお申し出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより掛金を返還、または請求させていただく場合があります。また、返還される掛金があっても多くの場合で払い込まれた掛金の合計金額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

●共済金の消滅または共済掛金の追徴事項のご説明

当組合は、異常火災その他の事由により損失金を生じ、かつその損失金を繰越剰余金および諸積立金をもって補うことのできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金の消滅または追徴を行う場合があります。

●リスクの分散

北海道自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を締結し、リスクの分散を行っています。



事故にあわれた際のご連絡先
受付時間：24時間365日

0120-252-924

このパンフレットは、「総合自動車共済」の概要を表したものです。詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先：